



2 二次医療圏外からの外来患者の割合

解説	より遠方から来る外来患者をどの程度診療しているかを表す指標です。患者の在住する二次医療圏で対応できない希少疾患に対する特殊治療の貢献度も示します。国立大学附属病院の属する二次医療圏の面積や、地域の交通事情、病院の所在地により、二次医療圏外からの患者受け入れ割合は影響を受けます。平成28年度からは歯学部附属病院も含めた結果となっており単純比較はできませんが、外来患者のうち35%以上が二次医療圏外からの受診となっています。												
実績	<table><thead><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成25年度</td><td>47.10</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>46.79</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>47.07</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>47.93</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>48.23</td></tr></tbody></table>	年度	割合 (%)	平成25年度	47.10	平成26年度	46.79	平成27年度	47.07	平成28年度	47.93	平成29年度	48.23
年度	割合 (%)												
平成25年度	47.10												
平成26年度	46.79												
平成27年度	47.07												
平成28年度	47.93												
平成29年度	48.23												
定義	各年度1年間の自施設の当該二次医療圏外に居住する外来患者の延べ数を、外来患者の延べ数で除した割合(%)です。二次医療圏とは、医療法第三〇条の四第二項により規程された区域を指します。 「外来患者」数は延べ数としますが、その定義は、初再診料を算定した患者に加え、併科受診の場合で初再診料が算定できない場合も含みます。入院中の他科外来受診は除きます。検査・画像診断目的の受診は、同日に再診料を算定しない場合に限り1人とします。住所の不明な患者は、二次医療圏内とします。												